

平成 18 年 4 月 1 日より

工事の技術者の取扱いが変わります。 (恒常的な雇用関係の適用範囲の拡大について)

1 技術者の雇用関係について

指名競争入札(参加申出型指名競争入札を含む)に配置する技術者は、入札日以前(参加申出型については申請日以前)に落札者と3カ月以上雇用関係にあることが必要になります。

配置できない場合は、入札を辞退するようお願いいたします。

一般競争入札と公募型指名競争入札に配置予定とする技術者についても、これまで同様、申請者と3カ月以上雇用関係にあることが必要です。

2 技術者の変更について

技術者は、これまで同様、原則として変更を認めないので、技術者の配置にあたっては十分に注意してください。

この取扱いは、平成 18 年 4 月 1 日以降に指名通知書を発行する指名競争入札から適用となります。

平成 17 年 12 月 22 日

【お問い合わせ】

財政局管財部契約管理課工事契約係
電話 011 - 211 - 2442